

## 令和2年度 第2回江別市社会教育委員の会議 会議録

### 1 開催日時

令和2年2月21日(金) 15時30分～16時50分 教育庁舎 大会議室

### 2 出席者

○社会教育委員 9名

高木委員、佐藤委員、石川委員、木島委員、辻委員、藤田委員、  
神保委員、井上委員、伊藤委員

(欠席：加藤委員)

○教育委員会 萬教育部長、伊藤教育部次長

生涯学習課 天野課長、鈴木生涯学習係長、布施青少年係長、森田主事

スポーツ課 三浦課長、遠藤参事

情報図書館 山本館長

郷土資料館 櫛田館長、兼平参事

### 3 傍聴者 なし

### 4 開催結果

(1) 開 会

(2) 教育部長あいさつ

(3) 委員長あいさつ

(4) 令和2年度社会教育予算(案)に係る主要事業・補助金について

(R2年度社会教育予算(案)に係る主要事業調書、R2補助事業一覧に基づき、  
各課から説明)

(質疑等)

<井上委員>

- ・情報図書館の事業について2点確認させていただきたい。
- ・1点目が、10ページの図書館司書の派遣に際して金額が大幅に増額となっており、会計年度任用職員の関係かと予想されるが、巡回の回数による増なのか、制度改正による処遇改善のための増額なのかをお聞かせいただきたい。
- ・2点目が、11ページの1段目「情報図書館コンピュータ学習室事業」は、委託料が12倍となっているが、この理由をお聞かせいただきたい。

<山本館長>

・1点目の「子どものための読書環境整備事業」の増加理由については、会計年度任用職員制度に変わることで、令和2年度から手当が支給される仕組みになったため、増額になっている。

・また、巡回司書の人数は3名で変わらないが、制度が変わることで今までの週24時間勤務から週30時間勤務になる。勤務時間の増によって巡回する時間は令和元年度と比較すると増えるため、環境整備や読書普及活動の拡充に繋がると考えている。

・2点目の「情報図書館コンピュータ学習室事業」については内容の見直しを図り、今までは内部の職員が指導していたところを、外部のボランティア団体に指導をお願いすることで委託料が増額しているものである。

<井上委員>

・24時間というのは、一人当たり一週間という認識でよろしいか。

<山本館長>

・そのとおり。

<井上委員>

・予算としては充実させる方向で進んでいるようで、読書計画の策定に携わったものとしては嬉しく思う。

<神保委員>

・図書館の関連で、11ページの上から2段目「市民交流施設関連経費」は、これから毎年かかる経費という認識でよろしいか。

<山本館長>

・市民交流施設については昨年12月にオープンしているが、令和元年度は12～3月分の経費を補正予算で措置しており、令和元年度の当初予算では計上されていなかった。令和2年度の当初予算からは4月から翌年3月までの費用が計上されることになり、今後はこの金額が毎年必要な経費となる。

<神保委員>

・業務内容は図書の貸出や返却に係る業務と考えられるが、委託先は「市民活動センター」に委託するということがよろしいか。

<山本館長>

・市民交流施設内の図書館業務については、市民活動センターの職員にお願いしており、委託料を市民活動センターに支払っている。

<神保委員>

・図書館の職員が市民交流施設に行くのではなく、市民活動センターの職員に業務を預けるという認識で間違いないか。

<山本館長>

・図書の受け渡しに関しては、市民活動センターの職員にやってもらうということである。

<高木委員長>

・施設が開館して間もないので状況を把握しきれていない部分もあるが、図書の貸し出しという意味では、身近なところでもう1箇所拠点が増えたということで、市民にとってはいい環境になっているのではないかと感じる。

・いい環境が整ったとしても市民が知らなくては意味が無いので、この1年間はPRも重要になってくるし、利用者の状況も確認していく必要があると思う。

<神保委員>

・5ページの下2段「発明教室開設事業」と「地域体験活動事業」については、どちらも減額となっているが、青少年教育に関する事業については、なるべく減額しないで欲しいという思いがある。減額の理由をお聞かせ願いたい。

<天野課長>

・所管している全ての事業について、事業効果と経費の見直しは行っている。今回ご指摘の2つの事業については、事業の効果を下げずに経費を削減できるものとして判断したところであり、それぞれの支払い項目について検討した結果である。

・例えば、「地域体験活動事業」については木登り体験等を実施しているが、体験に係る保険料の見直しで削減を図っており、そういった細かい項目ごとの削減の積み上げが、こういった結果になっている状況である。

<神保委員>

・消費税も上がっているのに事業費が上がっても不思議ではないと思うが、事業効果を下げずに費用を削減できたということによろしいか。

<天野課長>

・令和2年度予算の当課の事業について、削減している項目については、市民サービスの低下につながるような削減は実施していない。

<高木委員長>

・関連で確認。「地域体験活動事業」については、昨年度は宿泊体験学習を実施すると聞いていたが、令和2年度の内容が決まっていたらお聞かせいただきたい。

<天野課長>

・令和元年度については、湯川公園をフィールドにした木登り体験を実施したが、大変好評だったため、1回の実施を予定していたところを2回実施した。

また、もう一つの事業として「はじめてのお泊り会」と題して小学校低学年を対象としたお泊り会を野幌公民館で実施した。こちらも応募者多数で、当初の予定より定員を増員して実施した。

・いずれの事業も大変好評だったため、令和2年度も同様に実施する予定である。

<高木委員長>

・「地域体験」という趣旨からすると、令和元年度は野幌地区を中心に実施したということによろしいか。それとも、広く募集して実施したものなのか。

<天野課長>

・「地域体験活動事業」については、令和元年度から実施方法を大きく変えてきた経過がある。それ以前は、大麻地区を対象として二泊三日の宿泊体験学習を実施してきており、順次地区を変更して進めていくという方針であったが、参加対象が限定的になり、1年ごとに地区を巡回するとなると時間的にもバランス感に欠けるということで、令和元年度からは全地区から参加できるような仕組みに変更し、参加機会の拡大を図ったところである。

<神保委員>

・12ページ上から2段目の「埋蔵文化財発掘調査事業」について、事業費が大幅に増額となっている理由は何か。

< 榎田館長 >

- ・ご指摘の事業については、令和元年度に実施した発掘調査との関連がある。

令和元年度の発掘調査については、現地での調査を終えて現状復旧まで行っているが、その作業に続く現地からの出土品の整理作業については、年度ごとに事業費の制約があり、令和2年度に実施する行程を組んでいる。

このため、令和2年度には新たな宅地の発掘調査に加えて、令和元年度からの継続の事業も加わっており、事業費が大きくなっているところである。

< 神保委員 >

- ・あらかじめ予定していたとおりの状況という認識でよろしいか。

< 榎田館長 >

- ・予定どおりとの認識で問題ない。
- ・国からの補助金も利用して事業を実施しているが、各年度の事業内容については関係機関と調整を図りながら慎重に設定したところであり、必要な作業に対する国の補助は確保できているところである。

< 高木委員長 >

- ・昨年度高砂で発掘された出土品については私も郷土資料館で拝見したが、時代によって出てくる物が違うということを改めて実感した。薄くて精密な土器だった。

身近なところから発掘された土器ということで、ただ発掘されたということで終わらせるのではなく、多くの市民に見ていただきたいと思っし、今後も何回でも見ることができるようにしてほしいと感じた。個人的な感想で恐縮ではあるが、関連ということでお伝えさせていただく。

< 高木委員長 >

- ・11 ページ3 段目「ふるさと江別塾「江別を学ぶ」開催事業」について、歴史を学ぶ意欲のある市民は非常に多いと感じている。昨年秋に実施された林木育種場旧庁舎の見学会にも、多くの参加者が集まった。

そういった状況の中で、11 ページに記載のある6 種の講座の開催回数を、増やすということはできないものなのだろうか。先程申し上げた状況にもあるように、成人が対象の講座（3・4・5）について、回数を増やしていただけるとありがたい。

< 萬教育部長 >

・郷土資料館と生涯学習課にまたがる内容となっているため、私からお答え申し上げます。先程高木委員長からお話のあった林木育種場旧庁舎の見学会については、生涯学習課が所管となって実施した事業であるが、11 ページにある記載と同様に、郷土学習と文化財の愛護啓発を趣旨として実施したものであり、令和2年度においても同様に実施する予定である。

・「ふるさと江別塾「江別を学ぶ」開催事業」については、バスの借り上げ料のような予算上の制約もあり、6種の講座の中で回数を増やすのは難しい状況であるが、令和2年度においても、予算をかけずに実施できるものがないか引き続き検討し、工夫しながら郷土意識の醸成を図っていきたいと考えている。

(5) セラミックアートセンター陶芸窯専用使用料の改正について

< 事務局（鈴木生涯学習係長） >

・昨年8月の第1回社会教育委員の会議において、今年度は公共施設の使用料・手数料の見直し作業を実施する年次となっている旨を説明している。この度、セラミックアートセンターの使用料を改定する必要性が生じたため、改定の内容について、郷土資料館参事（セラミックアートセンター事業担当）の兼平からご説明申し上げます。

（資料「セラミックアートセンター陶芸窯使用料の改正について」に基づき、郷土資料館・兼平参事から説明）

< 兼平参事 >

・市では全ての使用料・手数料について、4年ごとに料金体系の精査を行い、市民相互の負担の公平を図っている。見直し作業にあたっては、算定方法を明確化することでその内容の透明性を高めることを基本方針としている。

・見直し作業の経過については、昨年4月から、セラミックアートセンターにおいても全ての使用料について、原価再計算を行い、財政課へ提出した。その後、11月までの間に財政課による理事者説明、総務文教常任委員会への報告を経て改定案が固まり、セラミックアートセンターでは、陶芸作品を焼成するガス窯の使用料のうち、専用素焼きの料金改定が予定されている。

・当該使用料の算定式ならびに原価計算結果と改定の方針については、資料の「セラミックアートセンター陶芸窯使用料の改定について」をご覧ください。

・4の「ガス窯使用料の算定式」に記載のとおり、3カ年のガス使用量の平均値、令和元年度プロパンガス単価、中圧係数、消費税を乗じた結果、16,753円となった。現行単価12,000円とのかい離率は39.6%となり、2の「改定額の限度」にある表の現行料金とのかい離幅3行目の±30%以上±40%未満に該当し、表の右側記載の改定率の限度が±15%となることから、現行単価12,000円から15%上昇の13,800円を改定案とするものである。

・今後においては、3月の市議会定例会への条例改正案の提案を想定している。

(質疑等 → なし)

#### (6) 成年年齢引下げに伴う成人式の実施方針の検討について

(資料「成年年齢引下げに伴う成人式の実施方針の検討について」に基づき、生涯学習課・布施青少年係長から説明)

<布施係長>

・平成30年6月に民法が改正され、2022年(令和4年)4月から、成年年齢が、現在の20歳から18歳に引き下げられることとなった。江別市の成人式は、その年度に20歳になる方を対象に実施しているが、成人式の実施方法等については、法律による規定はなく、各自治体が主体となって新成人の門出を祝うために実施していることから、成年年齢の引き下げを受けて、成人のつどいの対象年齢、実施時期、式典名称等についての方針を定める必要がある。

・そこで、実施方針の検討にあたり、社会教育委員の皆さまから、ご意見を頂戴し、参考とさせていただきたいと考えている。

・3の検討スケジュールについては、引き続き国や他自治体、関係者等からの情報収集を行い、皆さまからいただいた意見も踏まえ、令和2年7月に実施方針を決定する。8月にはその結果を当会議にご報告し、9月に定例教育委員会に報告したあと、市長定例記者会見により周知する予定となっている。

・4参考情報については、(1)は国による関係者からのヒアリング結果を掲載している。日本きもの連盟、日本写真館協会、美容業生活衛生同業組合、全国高等学校PTA連合会は、いずれも20歳を対象とすることが望ましいとしている。また、京都市においては、既に20歳での式典開催を表明している。

・裏面をご覧ください。

(2)には、公益財団法人日本財団が、全国の17歳から19歳の男女に対して行ったインターネット調査の結果を掲載している。4番目の問いでは、何歳で成人式を行うのがふさわしいか?に対し、74%が20歳と回答している。

(3)には、内閣府が実施した成年年齢引き下げに関する世論調査の結果を掲載している。「成人式は何歳の人を対象に実施するのがよいか?」との問いに71.9%が20歳と回答している。

最後に、(4)には、当課が実施した市内関係者へのアンケート調査結果を掲載している。回答があった13名中、11名の方が成人式を行う年齢は20歳がふさわしいと回答している。

また、資料には無い情報ではあるが、現時点での石狩管内各市町村の検討状況については、いずれも検討中とのことで、実施方法を決定している自治体は無い。恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村においては、引き続き20歳を対象とする方向で検討を進めていくとの話を聞いている。

この後、皆さまからご意見を頂戴したい。併せて、皆様の机の上に調査表を配付させていただいたので、ご自宅に持ち帰って記載していただき、返信用封筒にて3月13日(金)までにご回答いただきたい。

(質疑等)

<伊藤委員>

・4 参考情報の協同組合日本写真協会の理由にもあるが、飲酒・喫煙・競輪競馬等の制限は、20歳からという認識でよろしいか。

<布施係長>

・20歳からということで間違いない。

<伊藤委員>

・自分の経験を思い返すと、堂々と大人に混じって飲酒や喫煙ができるようになってから、自分も大人になったという実感が湧いたのを覚えている。また、資料にあるとおり、18歳にすると大学受験や就職活動の問題もあるので、やはり20歳の方がよいのではないか。

<井上委員>

・今、伊藤委員が発言された点が、今回の民法改正の問題点でもある。民法を変えるということは、社会的な合意として、18歳から責任のある大人として認識する必要がある、飲酒や喫煙、ギャンブルについても、制限をかけるのは本来おかしい。

・しかし、飲酒や喫煙のような健康上の問題が絡む点については、20歳からという規制は残るため、18歳で成人という認識が社会に浸透するかは疑わしい。法律上18歳で成人と認められても、20歳からが成人という雰囲気は、今後も続くのではないか。

<高木委員長>

・この場で出た議論も参考に、みなさん持ち帰って少し考えていただいて、調査票を提出していただければと思う。

(7) その他

<事務局（天野生涯学習課長）>

・次回の会議は8月を予定しておりますが、現・社会教育委員の任期としては、令和2年7月31日をもって満了となり、このメンバーでの会議は今回が最後となります。江別市の社会教育の基礎となる第9期社会教育総合計画の策定等、大変お世話になりました。まずはこの場にいるみなさんに対し、2年間の活動について深くお礼申し上げます。

・みなさんの知識やこれまでの経験は、行政に足りない部分を補ってもらっており、地域社会の活性化に繋がっていると強く感じております。本当にありがとうございました。

・改選にあたっては、後ほど各団体に推薦書等の書類を送付いたしますが、継続して委員になっていただいた際には、引き続きご指導ご協力のほど、よろしく願いいたします。

(8) 閉 会

16時50分終了